

新型コロナウイルス感染症関連情報

📢 広報 あさひまち

令和2年12月1日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

感染拡大防止対策を万全に！

11月26日、山形県では県内における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕を、レベル3【警戒】感染の広がりが懸念される状態に引き上げました。

町民の皆さまには、こまめな手洗いやマスクの着用、そして冬場は暖房などで屋内が乾燥しやすくなるため、定期的な換気、身体的距離の確保、3つの密を避ける等の「新しい生活様式」を実践していただくようお願いします。特に、会食時の会話の際も含めたマスクの着用と換気を徹底してください。

また、事業所においては、改めて業種別の感染拡大予防ガイドラインの点検と取組みをお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方は、感染されると重症化しやすくなるため、より慎重な行動をお願いします。

感染が拡大している地域への移動はできるだけ控えていただき、必要があって移動する場合は、移動先での「新しい生活様式」を徹底してください。また、県外の移動先では、飲酒を伴う会合を控えてください。

町補助事業（新型コロナウイルス対策関連）の申請はお済ですか

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している以下の町補助事業について、申請期限が迫っています。

該当事業者の方は、期限までに申請をお願いします。

○対象事業

①小規模事業主事業継続給付金

▶内容

2020年1月以降、1か月の事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少した事業者に対して給付金を支給

▶給付金額

- ・法人：上限40万円
- ・個人事業者：上限20万円

②感染症予防対策支援事業補助金

▶内容

新しい生活様式に対応するため、感染症予防対策経費（間仕切り、空気清浄機等）に対して補助

▶補助率等

補助率：10/10、上限30万円（下限2万円）

▶補助対象期間

令和2年4月7日～12月31日の間に購入・施行したもの（支払完了）が対象となります。

○申請期限

①②ともに令和3年1月15日（金）まで

▶申請・問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

○国の持続化給付金について

国が実施している「持続化給付金」につきましても、令和3年1月15日（金）が申請期限となっています。

該当する事業者の方は、持続化給付金ホームページまたは申請サポート会場にて申請してください。

▶申請サポート会場

archs senzoku-ya 2階（山形市本町 2-4-15）
※申請する場合は、事前予約が必要です。

▶電話予約窓口

☎0120-279-292

納税相談のお知らせ
(新型コロナ関連)

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、町税や保険料の納付に不安がある方を対象に納税相談を行っています。特例徴収猶予や保険税(料)特例減免の精度を利用できる場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

▶受付時間 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2119

郵送による町の各種申請手続きについて

窓口での各種申請手続きについては、新型コロナウイルス感染症予防のため、発熱や咳など体調不良の方はできるだけご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、郵送による手続きも可能なものがありますので、詳細は担当課に問合わせください。

【郵送による申請可能な手続きの例】

○税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

税務町民課 税務係 ☎67-2107

①転出届

届出書(町ホームページからダウンロード可)、身分を証明するもの(免許証等のコピー)

②国民年金保険料

(免除・納付猶予申請、学生納付特例申請)

※申請書をお送りしますので、電話にて問合わせください。

③住民票・戸籍・税務証明書関係の一部

※手続きに関する説明や申請様式などは、町ホームページにも掲載しています。

○健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

①国民健康保険・後期高齢者医療に関するもの

(被保険者証等再交付申請、限度額適用認定申請・標準負担額減額認定申請・国民健康保険への加入及び喪失等)

②各種給付申請

(特定不妊治療費助成、がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入助成、新生児聴覚検査費用助成等)

○健康福祉課 介護支援係 ☎67-2156

①介護保険に関するもの

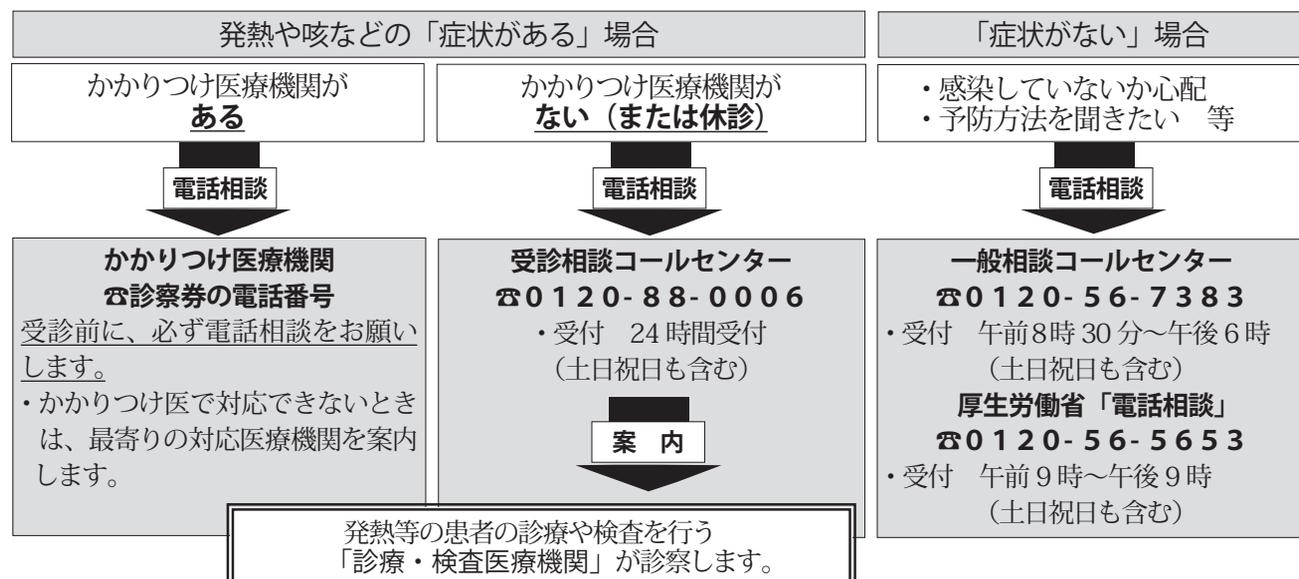
(介護保険更新申請、負担限度額認定申請、被保険者証等再交付申請等)

②紙おむつ等購入申請

※申請書をお送りしますので、電話にて問合わせください。

11月から新型コロナウイルス感染症関連の相談・受診体制が変わりました

発熱や咳などの症状がある場合は、必ず電話で受診相談をしてから、かかりつけ医の指示に従って受診しましょう。



▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116